



平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会社名 栄研化学株式会社
代表者名 代表執行役社長 和田 守史
(コード番号 4549 東証第1部)
問合せ先 広報部長 渡辺 裕之
(TEL. 03-5846-3379)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 78 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに執行役を兼務しない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、執行役を兼務しない取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条第2項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(変更箇所は下線の部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

3. 変更の日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 22 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 22 日 (予定)

以 上